

令和2年第6回 安芸太田町農業委員会 議事録 (第6号)

招 集 年 月 日	令和2年6月17日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年6月17日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年6月17日10時35分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 8 名  欠 席 0 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	/			
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
	/			
	/			
	/			
議事録署名委員	9番	栗栖 芳秋		
	1番	栗栖 眞知子		



議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 6 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 9 番委員と 1 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 32 号から議案第 40 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 35 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>6 月 15 日に現地調査を行いました。■■■さん自身は、市内に住んでおられ、お母さんが亡くなられたということで、実家の方は空き家になっておられます。そのため、その実家を町の空き家バンクに登録されたということです。そして、前回の総会で、その実家と実家に附属する農地について下限面積の特例の登録を行い、この度、その実家と実家に附属する農地の全てを■■■さんに譲り渡すということです。写真を添付しておりますが、赤い囲った下の部分が空き家バンクへの登録物件です。そして、その物件に附属する農地の状況を見ますと、果樹とか花とか管理されている状況であります。これは、空き家バンクで購入される方が家庭菜園でもして、活用されるということでもあります。ということで、この案件については、問題はないものと考えます。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 36 号について、2 番委員より説明をお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>議案ページ 1 と図面ページ 3 をご覧ください。6 月 13 日の土曜日に、申請者の■■■さん立ち会いのもと、現地を確認しました。申請地は、国道 186 号線の安芸太田病院へ入る交差点から戸河内方面へ約 100m 進んだところの山手側に少し上がったところにあります。周辺は集会所、お宮、宅地で、■■■さんの申請地斜め上にも墓地がありました。現在の墓が山中にあるため、下におろしたいとのことでした。申請地の奥にはお宮もあり、参道と駐車場も作る計画を持っているとのことでした。周辺の承諾も取られております。以上のことから、周辺の営農条件や住人に支障を生じるおそれもないので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。</p>

議長	<p>続いて、議案第 37 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 37 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。資料 1 の 1 をご覧ください。この度、議案第 35 号におきまして、この資料に記載の農地を空き家と一緒に売買するという事案が出ております。この農地については、すでに下限面積の引き下げを承認しており、資料 1 の 2 のリストに登録しておりましたが、空き家とセットの売買が決まったため、登録の解除を届け出られております。解除の理由としては妥当と認められるため、資料 1 の 2 のとおり削除と記載しております。資料 1 の 2 の変更案について審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 38 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号の説明をさせていただきます。農地の利用状況調査の実施についてです。まず、資料 2 の 1 をご覧ください。令和 2 年度農地利用状況調査の実施について調査の概要を説明させていただきます。初めに、本調査の目的としまして、平成 28 年 4 月に改正農業委員会法が施行され、農地利用の最適化が必須業務となったことを踏まえ、優良農地の確保と有効利用の促進、意欲ある農業者への農地集積の推進を図るため、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地法の許可案件に係る農地の履行状況の確認に取り組むこととします。実施時期は、7 月 1 日から 8 月 31 日までとします。続いて、内容についてですが、目視による現地確認を行っていただきます。具体的には、農地の利用状況の確認と農地法の許可案件に係る農地の履行状況の確認を行っていただきます。なお、農地法の許可案件につきましては、令和元年の許可案件を対象とします。実施体制としましては、担当地区の農地利用最適化推進委員により現地確認を行い、調査内容を農地利用状況調査票へ記入します。調査票への記入後は、記入漏れが無いことなどの確認作業として取りまとめを行っていただき、事務局まで提出してください。事務局は調査票の提出を受け、農地台帳に調査内容を記録保存します。なお、現地確認について同行依頼があった場合には、同担当地区の農業委員も同行可能とします。また、事務局も同行可能とします。調査を行っていただく際の注意点としましては、1 番から 3 番までのとおりです。最後に、事後指導ですが、1 番としまして、遊休農地については、対象者へ利用意向調査書を 11 月末までに発出し、耕作の再開指導、活用意向確認、必要に応じて対面聞き取りを行います。2 番としまして、履行されていない案件については、意向確認や必要に応じて対面聞き取りを行います。3 番としまして、利用意向調査書の農業委員会への回答期限は、令和 3 年 1 月末までとします。続いて、資料 2 の 2 をご覧ください。荒廃農地と遊休農地の考え方について広島県就農支援課が作成した資料を参考にして説明させていただきます。1 ページをお開きください。まず、耕作放棄地をとばして、荒廃農地の考え方ですが、1 番から 5 番までに該当するものを、原則として荒廃農地と定義づけします。1 番、笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不</p>

可能な状態の農地であること。2番、木本性植物を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地であること。3番、竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地であること。4番、樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地であること。5番、1番から4番までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地であること。ただし、赤字にありますように、上記の植物が生えているからと言って、すべて荒廃農地として判断するものではありません。そして、これらの農地が確認できた場合に、次のA分類やB分類に区分します。まず、A分類とは、再生利用が可能な荒廃農地です。いわゆる農地法上の遊休農地のことです。これは、荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる農地のことです。次に、B分類とは、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。これは、荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地のことです。続いて、遊休農地の考え方ですが、農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当するものを遊休農地と定義づけします。まず、農地法第32条第1項第1号の遊休農地とは、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地です。これをさらに具体的に読み解くと、括弧ア、現に耕作の目的に供されておらずとは、過去1年以上作物の栽培が行われていないことをいい、括弧イ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるについては、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われているかをいいます。次に、農地法第32条第1項第2号の遊休農地とは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地です。ここまでの説明のイメージ図が次のページになりますので、2ページをお開きください。これが簡単なイメージ図でございまして、調査票には不作付地を維持、A分類を再利用、B分類を不可能と表記しております。以上の内容で、今年度の農地利用状況調査を実施しようとするものであります。調査内容及び方法について審議のほどよろしくお願ひします。

議長

続いて、議案第39号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第39号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料3をご覧ください。本議案につきましては、安芸太田町長より令和2年6月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う法人が、1点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作及び管理を行うことができると認められること。2点目に、農作業に常時従事できると認められること。という2つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。この度の計画は、それぞれの地権者から一般財団法人広島県森林整備・農

	<p>業振興財団、理事長、池田浩二へ農地を貸し付け、利用権の設定を行うものです。すべて穴地区の計画で、筆数が合計7筆、面積が合計8,222㎡です。なお、確認事項が1点ございます。表紙をめくっていただき、3枚目の■■■■さんの利用権設定ですが、1筆訂正をされております。こちらは、申請のあった筆と実際に耕作しようとする筆に違いがありましたので、この度の計画から削除されております。このため、実際に耕作しようとする筆につきましては、再度申請しなおす予定です。その他申請内容の詳細につきましては、資料3をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第40号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第40号の説明をさせていただきます。農用地利用配分計画の諮問についてです。資料4をご覧ください。本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画について、安芸太田町長より安芸太田町農業委員会へ意見を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う者が、1点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作及び管理をすることができると認められること。2点目に、農作業に常時従事できると認められること。3点目に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する者と認められること。という3つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。表紙をめくっていただきまして、この度の計画は、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二から■■■■へ集積した農地を貸し付け、利用権の設定を行うものです。穴地区の計画で、筆数が合計7筆、面積が合計8,222㎡です。この計画の内容につきましては、先ほどの議案第39号の計画で集積された農地を担い手である■■■■へ転貸するというものです。このため、こちらの計画につきましても、先ほどの議案第39号と同じ筆を1筆削除しております。詳細につきましては、資料4をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第32号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第32号の説明をさせていただきます。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について継続審議分です。資料5をご覧ください。本議案の内容につきましては、前回説明させていただいたとおりですが、修正箇所が2点ございますので、お知らせします。1点目は、2枚目2番の集積面積と集積率を修正いたしました。前回の資料には、現状数値として集積面積を8.5ha、集積率を0.9%と記載し、3年後の目標数値として集積面積を11.5ha、集積率を1.2%と記載しておりましたが、再度確認したところ、桁を一つ誤っていたため、記載しなおしました。大変失礼いたしました。2点目は、3枚目3番の表を累計が分かるように修正いたしました。平成24年4月からの累計とした理由は、この</p>

	<p>年から [REDACTED] さんが法人として新規参入されたためです。修正箇所としては、以上の2点です。なお、5月28日開催の農地利用最適化推進委員会会議におきまして、推進委員さんからの変更案に係る具体的な意見はございませんでした。以上、継続審議として本議案についてご審議いただき、安芸太田町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更しようとするものです。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第35号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第35号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第35号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第36号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第36号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第36号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第37号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第37号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第37号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第38号について質疑を許します。</p>

議長	調査票は配ってもらえるんかの。
事務局	調査票については来週の推進委員会議の中で推進委員さんにお渡しする予定です。
議長	その他に質疑はないですか。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 38 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 38 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 39 号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 39 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 39 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 40 号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 40 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 40 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 32 号について質疑を許します。  (全員質疑なし)



議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 32 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 32 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。1 点目ですが、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 1 件出ております。広島市の ████████ さんにより相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。2 点目ですが、農業委員会の活動記録簿を新しく作り変えておりますので、A3 の 1 枚ものの記入例をご覧ください。現在、農業委員会の活動は見える化することが求められております。そこで、農業委員会の活動を見える化するために、どの法令に基づく業務をどのように行ったかということが分かるような活動記録簿を作成しました。記入例としては、こちらに記載のとおりですが、特に、農業委員の皆様には、左側の大枠の農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項に基づく業務を行っていただきたいと思っております。例えば、1 番の総会の出席、2 番の申請案件の現地確認、4 番の農地の情報収集・提供などです。また、農地パトロールも行っていただきたいため、真ん中の大枠の農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項に基づく業務のうち、遊休農地の発生防止・解消活動 1 番を主な活動として行っていただければと思っております。その他にも当てはまる活動がございましたら、その活動についてどれくらいの時間をかけてどのように行ったかをご記入いただければと思っております。左上にホッチキスでとめてありますものが 4 月から 9 月までの様式になりますので、最終的には、9 月の総会でご提出していただこうと思っております。3 点目ですが、農業委員会女性委員登用に関する要請活動実施についてというみだしの資料をご覧ください。昨日、庄原市農業委員会会長で広島県女性農業委員登用促進アドバイザーの ████████ さんと廿日市市農業委員会委員で同じくアドバイザーの ████████ さんと広島県農業会議と広島県就農支援課の職員の方が、安芸太田町農業委員会の改選に係る女性委員の登用促進のために、ご来庁されました。農業委員会としては、会長さんと 1 番委員さんにご同行いただき、町長と事務局を含めて対応いたしました。裏面を見ていただきますと、令和 2 年 4 月 1 日現在の広島県市町別の農業委員・推進委員の一覧表がございます。その中で、女性委員の割合としましては、安芸太田町がトップであります。他市町の状況を聞きますと、廿日市市や三原市で女性農業委員の割合が増えたということでもあります。現在、安芸太田町農業委員会の募集状況につきましては、次のページのような状況です。表を見ていただきますと、届出の提出をいただけてはいる状況ですが、意向としては可能である旨回答をいただいている方もいらっしゃいます。女性委</p>

	<p>員の状況については、全体的に減少が見込まれているという状況です。委員全体の状況については、筒賀地区の委員の募集が思わしくないという状況です。再度お願いではありますが、皆様方の周りにいらっしゃる方で農業委員を務めていただけそうな方がいらっしゃいましたら、ぜひお声がけいただくか、もしくは、事務局までご連絡いただけますと幸いです。特に、女性委員の登用に努めてまいりたいですので、女性の方の情報がございましたらご一報いただけるとありがたいです。以上で、すべての報告事項の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>皆さんの地区で知り合いがおられましたら、ぜひ事務局までご連絡をと思っておりますが、募集の時期がそろそろじゃないんかの。仮に延長するとしたらどこまで延長するんかの。</p>
事務局長	<p>定員を満たすまでは募集時期を延長しようと思っております。</p>
1 番委員	<p>図書館の方はどうですかね。</p>
事務局長	<p>ええかもしれんですね。話はしてみましよう。</p>
議長	<p>元々、農協だったし、事務局長から話をしてもらえば一番ええかもね。</p>
議長	<p>それで、活動記録簿はデータでもらえんかの。</p>
事務局	<p>アドレスを教えてもらえれば送ることは可能でございます。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。</p> <p>これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 6 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 35)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">9 番委員</p> <p style="text-align: center;">1 番委員</p>